

表者寺田者吉外五名ヲ招致シテ九記
 答ヲ與ヘタルニ職工側モ余程軟化ノ
 模樣アリシ際ナレバ會社ノ意ヲ諒ト
 シテ承認セルヲ以テ本件ハ茲ニ解決
 ナルニ至レリ

九記

一、請員工債ハ大正十一年十二月十一日
 改正以前ノモリ復テモノノ
 金歩合ハ本月十二日ヨリ之ヲ
 額トシテ本月十二日ヨリ之ヲ
 二、其他ノ要求ハ會社ニ於テ慎重審議
 ノ上進テ之ヲ發表ス

自大正十三年二月

大日本紡績 津身工場 筆取

財團協 會